

主 文

本件抗告を棄却する。

昭和五三年五月三〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 吉 田 豊

裁判官 大 塚 喜 一 郎

裁判官 本 林 讓

裁判官 栗 本 一 夫